

資料

大津事件に関する梅謙次郎 意見書

安岡 昭男

一 大津事件をめぐる

明治二十四年（一八九一）五月十一日、滋賀県大津町で発生したロシア皇太子遭難事件は日本の朝野を震撼させ、大津事件の名で広く知られる。また大審院長児島惟謙が政府の干渉に屈せず司法権の独立を守ったとして裁判史上に特筆されている。

事件数日前の五月六日成立したばかりの松方正義内閣閣僚や伊藤博文ら元老たちは、ロシアの報復を恐れ、犯人の調査津田三蔵を刑法一一六条（皇族に対する犯罪）を適用した死刑にするよう唱えた。これに対し児島大審院長は通常の謀殺未遂「刑法二九二条、一一二条」で裁くことを主張し、大津地裁で開廷した大審院特別法廷は五月二十七日、無期徒刑の判決を下した。

大津事件に関する梅謙次郎意見書（安岡）

なお津田は九月二十九日釧路分監で病死している。

この事件や裁判をめぐる経緯の詳細には立ち入らないが、『明治天皇紀』の記述により政府首脳の動向の一端を窺い得る。すなわち事件翌日、京都へ行幸出発後、首相官邸での協議で、山田顕義司法大臣は裁判官中に犯人への刑法適用に、皇室罪と尋常謀殺罪の両説あるが、いずれに決すべきかを問うた。伊藤は「罪は重きを以て罰すべし」「国家の危険を防禦するためには非常の処理を施すも亦止むを得ざる」と言い、諸大臣も異議なかった。伊藤が西下のため品川停車場へ赴こうとするや、通信大臣後藤象二郎と農商務大臣陸奥宗光が来訪し、「予等一策あり、金員を投じて刺客を雇い、犯人を殺し、病死と伴り、以て後患を除くべし、露国に於ては往往是れ等の事あり」とした。伊藤は「苟くも国家主権の存する、豈斯くの如き無法の処置を許さんや、人に語るも愧づべし」とその議をしりぞけたという。『明治天皇紀』第七 八一五―八一六頁

この陸奥農商務大臣の下に梅謙次郎（一八六〇―一九一〇）が農商務省参事官として在任していた。梅は東京外国語学校を経て司法省法学校に進み、明治十七年卒業して、司法省ついで文部省御用掛、東京法学校（文部省）勤務となる。この東京法学校は司法省法学校の後身であり、翌十八年東京大学法学部に合併された。梅はその教員としてフランス留学を命ぜられりヨ

ン大学に入学し、同二十二年ドクトゥール・アン・ドロアの学位を受け、ついでベルリン大学に学び、同二十三年帰国すると、帝国大学法科大学教授に任ぜられた。同年、和仏法律学校（法政大学の前身）学監にも迎えられた。時に満三十歳。二十四年五月二日農商務省参事官を兼任した。大津事件の九日前である。梅の才幹を認めた陸奥農商務大臣に大学教授のまま参事官への就任を請われたのである。梅の回顧談によれば、「高等官会議ごとに陸奥は多く予の意見を採用した。伯は頭の良いだけに能く判る」「偉いけれど利己主義のきらいがある」としており、むしろ伊藤博文に親近した風があった（東川徳治『博士梅謙次郎』二六二頁）。陸奥大臣は法律に詳しい梅参事官に大津事件に関し諸外国の例などの調査を命じ、意見を徴したのである。

なお梅は次の第二次伊藤内閣で明治二十六年五月まで農商務省参事官を兼任し、同年四月に法典調査会起草委員となり、のうち一時、法制局長官、文部総務長官を兼ね、帝国大学教授の傍ら、和仏法律学校校長、法政大学総理を務め、伊藤統監の懇請により韓国法律顧問として渡韓を重ね、明治四十三年八月京城（ソウル）で病没した。

二 梅謙次郎参事官の意見書

国立国会図書館憲政資料室所蔵の陸奥宗光関係文書中に梅謙

次郎自筆とみられる大津事件関係の意見書があり、陸奥農商務大臣の依頼に答えて起草されたものと思われる。「農商務省」野紙墨書六丁。（事件直後とすれば明治二十四年五月であるが日付を欠き月日不詳）。

梅謙次郎の意見書は全文の表題は無く、

- (1) 外国の皇太子に対する罪について諸外国の例
 - (2) 今回の犯人を死刑に処すべき理由
 - (3) 今回の犯人を死刑に処すべきでない理由
- の順に述べている（番号は便宜筆者による）。

(1) では外国の皇太子に対する罪について諸外国の例を述べ、調査未了としながらも、おおむね各国とも自国の皇太子に対する罪と同一には論じていないようだとする。ナポレオン三世治下のパリでロシア皇帝アレクサンドル一世を襲った未遂犯人を無期徒刑にした例や、ドイツ刑法の条文（尋常外国君主の殺害を企てたものは一年以上十年以下の禁獄）も挙げている。

参考として、我国で当初の刑法草案に外国君主に対する罪の一条があったのに削除されたこと、その後ポアソナード改正草案作成に当り一条を設け、日本政府の賓客である外国の君主・皇族に対し侮辱・脅迫の所為あるときは、その条に照らし重きに從つて処断す、とあり、故に謀殺未遂は無期徒刑に処すべきものとしている。

次に(2)「今回の犯人を死刑に処すべき理由」では、刑法第一一六条に言う「天皇三后皇太子」とは外国の君主貴族に適用すべからずとする論者の説を反駁する形で、外国君主を殺害せんとする害、たとえその天皇を弑殺せんとする害には及ばないとしても、決して尋常人を殺さんとする害の比でない、として重罰に処すべきことを主張する。

以上の論拠は次の(3)「今回の犯人を死刑に処すべからざる理由」の項によって、牽強付会に近いものとして否定される。すなわち虚心に刑法を解釈すれば必ず無期か有期の徒刑に処すべきものという。ここでも前述のフランスでロシア帝を殺害しようとした者を無期徒刑に処したこと、フランスの刑法学者の著書の引用により、犯人が政府の知らざるに暴行をなし政府が公然と否認する以上は、その結果開戦に至ることはないとした。ロシアに対し日本が事実を十分告げて、ひたすら我が官吏の粗漏を謝せばロシアが戦端を開くことはよもあるまい。しかるに日本が漫りに畏れ、「敢て法律を曲げ」て「不法ノ裁判ヲ下タシ以テ彼レノ歡心ヲ得ン」と望むならば、独立国と視ることはできない。後日の条約改正交渉にも諸国は治外法権の撤廃を認めないであろうと戒める。

結論(という言葉は用いていないが)として、今回の犯人を大審院に送るようなことをせず、尋常の重罪として裁判せよと

大津事件に関する梅謙次郎意見書(安岡)

する。もしロシアが犯人を死刑に処せねば戦端を開くと脅迫した場合はやむなく従うとしても、「天下ノ輿論」(世界の公論)は弱国日本が強国ロシアに及ばず、当初は法律を執りて動かず、ロシアの不法な強制により死刑を宣告したとして、「我レノ直、彼レノ曲ヲ天下ニ表明スルモノ」と、陸奥大臣に対し、普通謀殺未遂による裁判を進言している。

大津事件に関しては顧問イタリア人パテルノストロの答議(五月十一日、十四日)、井上毅の意見(五月二十四日)などもある。民法典論争と梅の活動は知られているが、大津事件に関しては梅の伝記にも、また大津事件関係の論著にも言及されていないようなので、梅の意見書を紹介する次第である。

〔付記〕パテルノストロ答議は国学院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』(井上毅伝外篇)第十一所収、井上毅の意見書は『井上毅伝』史料篇第二(国学院大学図書館刊)所収、なお木野主計著『井上毅研究』(続群書類従完成会)参照。大津事件に関する戦後の研究書としては、田岡良一著『大津事件の再評価』(新版)有斐閣(一九八三)、新井勉著『大津事件の再構成』御茶の水書房(一九九四)同『大津事件における天皇の裁判干渉』日本法学六二巻一号(一九九六)など。小坂りか『大津事件の一考察』法政大学大学院紀要三十二(一九九四)は国民の反応を取りあげている。(一九九七、一、二〇稿)

大津事件に関する梅謙次郎意見書

凡例 圈点は原文による。原則として旧字体を新字体に改め、原文の抹消は「」で示した。

外国ノ皇太子ニ対スル罪ニ付諸外国ノ例

此点ハ未タ調査ヲ了ヘサルヲ以テ委曲陳述スルコトヲ得サレトモ諸外国ノ法律大抵皆ナ之レニ関スル特例ヲ掲ケ多少嚴酷ニ之レヲ罰スルカ如シト雖トモ概ネ皆ナ本國ノ皇太子ニ対スル罪ト同一ニハ之レヲ論セサルカ如シ

仏國ニ於テハ古來國君ニ対スル罪ヲ罰スルニ特別嚴酷ナル刑ヲ以テシタリシカ最後ノ法文即チ拿破崙第三世ノ治下ニ於テ千八百五十三年六月十日法律ヲ以テ刑法第八十六条ヲ改正シテ曰ク皇帝 (Empereur) ノ生命又ハ身体ニ対スル危害 (attentat) ハ殺親犯ノ刑ニ處ス皇族ノ生命ニ対スル危害ハ幽囚流刑 (Déportation dans une enceinte fortifiée) ニ處スト故ニ仏國ノ皇太子ニ対スル危害ハ幽囚流刑 (無期) ニ處スヘキモノナリシカ其後共和政治ノ世トナリテハ之レヲ大統領ニ適用スヘカラスト云フコト學者ノ說ナリ (「シヨウヴァー、アドルフ」及ヒ「フョースタエン、エリー」刑法)

然リト雖トモ外國ノ君主ニ対スル罪ニ付テハ別段ノ規定ナク唯刑法第八十四条及ヒ第八十五条ニ於テ外國ニ対シ敵意ヲ示メシ以テ戰端ヲ開クノ危険ニ陥イラシメ又ハ仏人ニ対シ復讐ノ處置ヲ招クモノハ逐放又ハ流刑ニ處スト曰ヘルヲ以テ之レヲ外國ノ君主ニ対シ危害ヲ加ヘント欲シタルモノニ適用スルコトヲ得ヘキカ如シ

右ノ規定ナルニ因リ千八百六十七年露國皇帝亞歷山第一世カ仏國皇帝拿破崙第三世ノ賓客トナリ巴黎大博覽會ヲ遊覽セシ時波蘭人カ露國皇帝ニ対シ危害ヲ試ミタリシカ唯尋常ノ殺人犯ニ問ヒ謀殺ヲ以テ論シタルカ故ニ死刑ニ處スルコトヲ得タリシモ其犯罪未タ成ラサリシカハ陪審員ハ之レニ酌量減輕ヲ与ヘ無期徒刑ニ處セラレタリ

獨國刑法第八十条ニ據レハ皇帝、自己ノ國君又ハ獨逸聯邦滯在中其地ノ國君ヲ弑害シ又ハ弑害セントシタルモノハ死刑ニ處シ其他ノ場合ニ於テ獨逸聯邦ノ君主ヲ殺害セント企テタルモノハ無期流刑^(無期)又ハ徒刑^(無期) (Zuchthaus oder Feringshaft) ニ處スヘシトセリ (第八十一条) 而シテ尋常外國ノ君主ヲ殺害セント企テタルモノハ一年以上十年以下ノ禁獄ニ處セリ (第百〇二条)

參考 我邦刑法原草案ニハ外國ノ君主ニ対スル罪ニ関スル一条アリタルモ終ニ之レヲ削リタリト云フ其意詳カナラスト雖トモ

蓋シ外國交渉ノ犯罪ハ可成之レヲ省クノ精神ナリシカ其後「ボ
ワツソナード」ヲシテ改正草案ヲ作ラシムルニ当リテ「ボワッ
ソナード」ハ固ク前説ヲ執リ復タ之レニ関スル一条ヲ設ケタリ
曰ク日本政府ノ賓客タル外國ノ君主、皇族ニ對シ侮辱、脅迫ノ
所為アルトキハ其各本条ニ照シ重キニ從テ處斷ス但シ苦役ニ服
セシメス其他ノ重罪輕罪ヲ犯シタルトキハ總テ各本条ニ照シ重
キニ從テ處斷ス云々故ニ謀殺未遂ハ無期徒刑ニ處スヘキモノナ
リ今ノ改正刑法草案第五百一條ニハ日本、外國ノ賓客タル外國
ノ君主、皇族……ニ對シ侮辱シタル者ハ第五百十六條ノ例ニ擬
シテ處斷スト曰ヒ其第五百十六條ニハ官吏、公吏又ハ議員ニ對シ
其職務執行ノ際若クハ其職務ニ関シ其面前ニ於テ侮辱ヲ為シタ
ル者ハ十一日以上二年以下ノ無役禁錮ニ處スト曰ヘリ故ニ謀殺
未遂ノ如キハ尋常ノ場合ニ於ケル如ク無期又ハ一等有刑懲役ニ
處スヘキモノナリ

今回ノ犯人ヲ死刑ニ處スヘキ理由

刑法第十六條ニ曰ク天皇、皇后、皇太子ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加
ヘントシタル者ハ死刑ニ處スト故ニ文字上ヨリ言ヘハ露國皇太
子ニ對シ危害ヲ加ヘタルモノハ死刑ニ處スヘキコト勿論ナリ論
者ハ曰ク然ラス天皇、皇后、皇太子トハ唯我邦ノ天皇、皇后、皇太子ヲ
指シタルモノニシテ決シテ外國ノ君主、皇族ニ之レヲ適用スヘカ

大津事件に關する梅謙次郎意見書（安岡）

ラサルコトハ猶第百二十一條ニ政府邦土ト曰フハ唯我邦ノ政府
邦土ヲ指スカコトク他ノ諸條ニ於テ官吏、官署ト曰フハ唯我邦ノ
官吏、官署ヲ指スカコトシト其レ然リ豈ニ其然ランヤ論者カ援ケ
ル第百二十一條ハ内乱ニ關スル罪ノ節下ニ在リ故ニ特ニ日本ノ
政府邦土ト曰ハサルモ其日本ノ政府邦土ノミヲ指スコト敢テ疑
ヲ容ルヘカラス又官吏、官署ハ固トヨリ我邦ノ官吏、官署ヲ指スモ
ノナリト雖トモ是レ他ナシ外國ノ官吏ハ我邦ニ於テハ官吏ニ非
ス官署モ亦タ之レヲ官署ト看做スコト能ハス之レニ反シ外國ノ
君主ハ我邦ニ於テモ君主ナリ何處ニ到ルモ其主權ヲ失ハス全ク
獨立不羈他國ノ法律ニ服従スルヲ要セス又充分君主タルノ待遇
ヲ受クヘキナリ是レ豈ニ我邦ニ來レハ必ス我邦ノ法律ニ服従ス
ヘク又通常官吏タルノ待遇ヲ受クヘカラサル外國ノ官吏ト同一
視スルコトヲ得ンヤ（我邦現時ノ如ク治外法權ナル國際法以外
ノモノアル場合ハ論外ニ舍カサルヘカラス）然ラスハ商賈農
工醫師穩婆モ亦タ外國人ヲ包含セスト曰ハサルヘカラス論者或
ハ曰ハン外國ノ君主カ我邦ノ法律ニ服従セサルコトハ固トヨリ
國際公法ノ許ス所ナリト雖トモ外國使臣モ亦タ我カ法律ニ服従
セス然ラハ外國使臣ニ對スル罪モ亦タ天皇ニ對スル罪ト同一視
スヘキカト是レ甚タ論駁ヲ誤レルモノト謂フヘシ外國使臣カ我
カ法律ニ服従セサルハ唯實際ノ必要上ヨリ出テタルモノニシテ
敢テ主權者ヲ代表スルヲ以テノ故ニ非サルナリ且ツ仮リニ之レ

ヲ主權者ノ代理人ト看做スモ代理人ハ其委任ヲ受ケタルコトヲ行フニ當リテ其委任者自ラ之レヲ行ヒタルト同一視スルト云フト過キス若シ然ラスハ天皇ノ代理人タル官吏ハ天皇ト同一視スヘキモノニシテ之レニ對シテハ天皇ニ對スルト同一ノ敬礼ヲ加ヘサルヘカラス之レニ對シテ犯シタル罪ハ天皇ニ對シテ犯シタル罪ト同一ナリト曰サルヘカラス豈ニ此理アランヤ且ツヤ外國君主ヲ殺サントスルノ害ハ假令我カ天皇ヲ弑セントスルノ害ニハ及ハサルモ決シテ尋常人ヲ殺サントスルノ害ノ比ニ非ス故ニ之レヲ罰スルコト必ス重カラサルコトヲ得サルナリ

今回ノ犯人ヲ死刑ニ處スルヘカラサル理由

前段ニ述ヘタル所ハ固トヨリ牽強傳會ニ近キモノニシテ虚心ニ刑法ヲ解釈セハ必ス無期又ハ有期徒刑ニ處スヘキモノナリ而シテ外國ニ於テモ大抵皆ナ外國ノ君主ニ對スル罪ヲ本國ノ君主ニ對スル罪ト同一視セサルコト第一段ニ於テ述ヘタルカ如シ殊ニ仏國ニ於テ先年露帝ヲ殺サントシタルモノハ仏國刑法ニ於テ死刑ニ處スルコトヲ得タルニ拘ハラズ唯之レヲ無期徒刑ニ處シタルニ當時露國ハ之レヲ責メテ兵端ヲ開キシカト云フニ固トヨリ右様ノ事アラサリシナリ仏國刑法學者中殊ニ名有ナリシ「フアースチュン、エリー」モ其著書中ニ於テ論シテ曰ク歐洲ノ政治上ノ有様ニ於テハ一ノ國民又ハ官吏ガ單一ノ所為ニ因リ

テ兩國ノ間ニ戰端ヲ開カシムルコトハ難シ宣戰ハ被害國ニ於テ弁解ヲ求ムルコトナクシテ之ヲ為スコトアラズ然ルニ犯人カ其政府ノ知ラサルニ其暴行ヲ為シタル場合ニ於テハ苟モ政府公然之レヲ非認スル以上ハ其結果トシテ終ニ開戰ニ至ルコトハ蓋シ之レアラサルナリト故ニ我邦ニ於テ充分露國ニ對シ事實ヲ告ケ只管我カ官吏ノ粗漏ヲ謝セハ露國ハ「蓋シ開戰ノ口実ナカラシ」深ク我邦ヲ尤ムルコト能ハサルヘシ若シ彼レ我カ弱ニ乘シ猶ホ我レヲ責ムルコトアラハ曲固トヨリ彼レニ在リ今日國際ノ關係ニ於テモ大ニ輿論ヲ貴フノ時ニ當リテ彼レ此曲ニ據リテ我ニ戰端ヲ開クコトハヨモセサルヘシ然ルニ我邦ニ於テ漫ニ彼レヲ畏レ敢テ法律ヲ曲ケ不法ノ裁判ヲ下タシ以テ彼レノ歎心得ンコトヲ庶幾フコトアラハ是レヨリ我國威世界ニ振ルハス日本國ハ治外法權ヲ解キ外人ヲシテ其法律ニ服從セシメント謀ルニ拘ハラズ一旦強國ノ太子ニ對シ罪ヲ犯カスモノアルトキハ未タ彼レノ要求モ待タズ忽チ其法律ヲ曲ケ酷刑ヲ以テ之レヲ罰シ以テ己レノ法律ハ一切外人ノタメニハ適用スルコトヲ得サルモノタルコトヲ承認シテ恥チサルモノナリ豈ニ獨立國ヲ以テ之レヲ視ルコトヲ得ンヤト是ニ於テ後日條約改正ヲ行ハント欲スルニ方リテモ彼レ決シテ治外法權ヲ解キ肯セサルヘシ故ニ今我レヨリ腰ヲ屈シ今回ノ犯人ヲ大審院ヘ送致スルカ如キコトヲ為サズ唯尋常ノ重罪トシテ之レヲ訴ヘ若シ露國ニ於テ必ス之レヲ死刑ニ

處スルニ非サレハ直チニ戰端ヲ開クヘシト最後ノ談判ヲ以テ我
レヲ脅迫スルコトアラハ我レハ泣ク／＼之レニ従フモ天下ノ興
論ハ則チ曰ハン日本ノ弱露國ノ強ニ及ハス而カモ始メハ法律ヲ
執リテ動かカス唯露國己レノ強ヲ恃ミ不法ニモ死刑ヲ要ムルニ至
リ始メテ強制セラレテ死刑ヲ宣告シタリト是レ我レノ直彼レノ
曲ヲ天下ニ表白スルモノナリ故ニ愚無似ヲ顧ミス茲ニ國家ノ為
メニ閣下モ右ノ説ヲ採用セラレンコトヲ切望ス

梅謙次郎謹誌